

第九十八回国 参議院大蔵委員会 會議録第三号

昭和五十八年二月二十二日(火曜日)
午前九時四十分開会

委員の異動

二月十四日
委員の異動
閣口 恵造君
宮澤 弘君
補欠選任
嶋崎 均君
藤田 正明君

二月十五日
近藤 忠孝君
補欠選任
宮本 顯治君

二月十六日
上野 雄文君
補欠選任
近藤 忠孝君

同日
宮本 顯治君
補欠選任
近藤 忠孝君

二月十七日
上野 雄文君
補欠選任
赤桐 操君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
委員

理事
理事
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

委員
委員
委員

午前九時四十一分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、自動車関係諸税の増徴・転用に関する請願
(第二五一号)

第二五一号 昭和五十八年一月二十九日受理
自動車関係諸税の増徴・転用に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会内 高橋十一
紹介議員 長谷川 信君

国民生活にとつて自動車は生活並びに経済上欠くことのできないものであり、また、道路整備はこれら道路の受益者負担の原則に基づき特定財源制度のもとで計画的、体系的に推進され、地域の発展に寄与している。しかしながら政府において、昭和五十八年度予算において自動車関係諸税の増徴や道路整備特定財源の一般財源への転用を検討したとのことであるが、このことは自動車ユーザーである一般大衆に過重な税負担を強いるものであり、また、一般財源への転用は特定財源の確保による道路整備の低下を招き、地域社会に重大な影響をもたらすもので到底容認できない。ついては、国民の生活安定と国土の均衡ある発展を図るため自動車関係諸税の増徴及び一般財源転用措置をとることのないよう強く要望する。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「因る」を「よる」に、「国税の徴収」を「国税の徴収若しくは還付」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

本則に次の一条を加える。

第八条 自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付され自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたもので災害による被害を受けたことにより当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることがなく使用の廃止がされたもの(命令の定めるところにより使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車に限る。以下この項において「被災自動車」という。)については、命令の定めるところにより、当該被災自動車につき当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を、当該被災自動車に係る自動車重量税の納税義務者に還付する。

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自動車分解整備事業者 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者をいう。

二 自動車検査証の交付等 自動車重量税法

二 自動車検査証の交付等 自動車重量税法

二 自動車検査証の交付等 自動車重量税法

(昭和四十六年法律第八十九号)第二条第一項
第二号に規定する自動車検査証の交付等を用う。

三 車両番号の指定 自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定を用う。

附則

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に災害による被害を受けた自動車について適用する。

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(第四七九号)

第四七九号 昭和五十八年二月九日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願

請願者 静岡県島田市栄町四、九二八ノ八
島田木材会館島田管内青色申告会
内 三井雄次郎外二名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。